

## 鹿児島市建設工事等入札談合情報対応要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市が入札に付そうとする建設工事並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「建設工事等」という。）について、入札談合に関する情報または、職員が談合があると疑うに足りる事実に関する情報（以下「入札談合に関する情報等」という。）を得た場合において、適切な対応を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (入札談合に関する情報等の内容確認)

第2条 企画財政局財政部契約課長（以下「契約課長」という。）は、入札談合に関する情報等があった場合は、当該入札談合に関する情報等の提供者の氏名、住所等を確認し、入札談合に関する情報等の内容をできるだけ詳細に聴取するものとする。

2 入札談合に関する情報等の提供が新聞等の報道によるものであるときは、契約課長は、当該報道機関に対して、報道又は取材活動に支障のない範囲で入札談合に関する情報等の出所を明らかにするよう要請するものとする。

3 契約課長は、第1項の入札談合に関する情報等があった場合は、入札談合に関する情報報告書（様式第1）を作成し、次条に規定する鹿児島市建設工事等公正入札調査委員会に報告するものとする。

### (公正入札調査委員会)

第3条 前条の入札談合に関する情報報告に基づき、当該入札談合に関する情報等の信ぴょう性及び具体的な対応等について審議するために、鹿児島市建設工事等公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長は、企画財政局長をもって充てる。

(2) 委員は、企画財政局財政部長、企画財政局財政部契約課長、対象工事等担当課長をもって充てる。

3 委員会は、委員長が必要に応じて召集するものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴くことができる。

5 委員会の庶務は、企画財政局財政部契約課で行うものとする。

### (審議の結果等の報告)

第4条 契約課長は、委員会での審議の結果及び各段階における対応について、直ちに市長及び両副市長に報告するものとする。

### (入札談合に関する情報等に対する対応)

第5条 契約課長は、委員会での審議の結果、具体的な対応を行う必要があることとした情報（以下「談合情報」という。）については、次条に定める手続により対応を行うものとする。

2 入札談合に関する情報等の内容が曖昧で信ぴょう性に乏しく具体的な対応を行う必要がないと認められるものであるときは、予定どおり入札を執行するものとする。この場合において、入札の結果、具体的な対応を行う必要があると認められるときは、落札決定を保留し、次条2の手続に準じて対応を行うものとする。

3 契約課長は、次条に定めるところにより行った事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、その旨を公正取引委員会へ通知するものとする。

（談合情報に対する具体的対応）

第6条 契約課長は、次に定める区分に従い談合情報に対する具体的な対応を行うものとする。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

ア 入札参加者全員に対して、企画財政局長が指名した複数の職員により、1社ずつ面談室等に呼び出し聴き取りを行うものとする。

イ 事情聴取は、原則として入札日の前日までの間に速やかに行うものとするが、入札までに時間的余裕がない場合には入札日を延期して行うものとする。

ウ 聴取結果については、事情聴取書（様式第2）を作成し、委員会に報告するものとする。

エ 委員会は、その内容について精査するものとする。この場合においては、必要に応じて公正取引委員会へ事情聴取書の写しを送付するものとする。

(2) 談合の事実があったと認められる場合

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号。以下「契約規則」という。）第11条第1項の規定により、当該入札を取り消すものとする。この場合においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」（平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入札契約適正化法第10条に関する手続通達」という。）に基づき公正取引委員会に通知するものとする。

(3) 談合の事実があったと認められない場合

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員に誓約書（様式第3）を提出させるものとする。

イ 入札執行にあたっては、入札執行後に明らかに談合の事実があったと認められる

証拠を得た場合には、入札を無効とし、契約規則第15条第2号の規定に基づき落札を取り消す旨の注意を促して行うものとする。

ウ 第1回の入札に際しては、入札参加者全員にあらかじめ要請を行い第1回の入札書に記載する入札金額に対応する数量、単価及び金額等が記載された工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出させるものとする。

エ 内訳書は、入札書を入札函に投函するとともに入札執行者に提出させ、当該建設工事等の担当課の職員により入念に内容確認を行うものとする。

オ 内訳書の内容確認において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第11条第1項の規定により、当該入札を取り消すものとし、その旨を、入札契約適正化法第10条に関する手続通達に基づき公正取引委員会に通知するものとする。

カ 内訳書の内容確認において、談合の事実があったと認められない場合には、落札決定を行い、落札者と契約を締結するものとし、公正取引委員会へ誓約書の写し及び入札執行調書の写しを送付するものとする。

キ 内訳書は、内容確認ののち入札書と共に保管するものとする。

## 2 入札執行後、契約締結以前に談合情報を把握した場合

### (1) 事情聴取等

内訳書の提出を求め、精査と共に1の(1)のア及びウの手続に準じて行うものとする。

### (2) 談合の事実があったと認められる場合

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とし、契約規則第15条第2号の規定に基づき落札を取り消すものとし、その旨を、入札契約適正化法第10条に関する手続通達に基づき公正取引委員会に通知するものとする。

### (3) 談合の事実があったと認められない場合

1の(3)のアの手続に準じて誓約書を提出させたうえで、落札者と契約を締結するものとし、公正取引委員会へ誓約書の写し及び入札執行調書の写しを送付するものとする。

## 3 契約締結後の場合

### (1) 事情聴取

1の(1)のア及びウの手続に準じて行うものとする。

### (2) 談合の事実があったと認められる場合

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。この場合においては、入札契約適正化法第10条に関する手続通達に基づき公

正取引委員会に通知するものとする。

(3) 談合の事実があったと認められない場合

1の(3)のアの手續に準じて誓約書を提出させるものとする。また、公正取引委員会へ誓約書の写し及び入札執行調書の写しを送付するものとする。

(公正取引委員会への通報等)

第7条 次項に掲げる関係書類の公正取引委員会への送付及び入札契約適正化法第10条に関する手續通達の規定に基づく通知は契約課長が行うものとする。

2 契約課長は、公正取引委員会へ原則として前条の各段階で事情聴取書、誓約書、入札執行調書の写し等の必要な資料を送付するものとするが、状況に応じてこれらの資料を入札又はすべての事務処理の終了後に、まとめて送付することができるものとする。

(談合情報のあった建設工事等以外の建設工事等の入札執行の延期)

第8条 談合情報のあった建設工事等の入札参加者が、当該建設工事等以外の建設工事等に入札参加している場合にあっては、契約課長は、当該建設工事等の入札について談合事実の有無が判明するまでの間、当該建設工事等以外の建設工事等の入札執行を延期することができるものとする。

(報道機関等の対応窓口)

第9条 入札談合に関する情報等のあった建設工事等の入札及び契約に関する報道機関等から問い合わせ等の対応は、契約課長において行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、入札談合に関する情報等があった場合の処理について必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日一部改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

## 具体的な対応を必要とする談合情報

### 第1 入札執行前の談合情報

- 1 情報提供者が身分等を明らかにした場合で、建設工事等の件名、落札予定業者名が確認されたとき。
- 2 情報提供者が身分等を明らかにしない場合で、建設工事等の件名、落札予定業者名及び談合の方法（電話、ファクシミリ、会合等による方法をいう。以下同じ。）のほかに、談合業者名、談合調停者名又は、落札予定金額のうちいずれか一つが確認されたとき。
- 3 報道機関等からの情報提供及び新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合で、建設工事等の件名及び落札予定業者名が確認されたとき。

### 第2 入札執行後の談合情報（契約締結以前及び契約締結後を含む。）

- 1 情報提供者が身分等を明らかにした場合で、建設工事等の件名、落札業者名及び落札金額のほかに談合の方法、談合業者名又は、談合調停者のうちいずれか一つが確認されたとき。
- 2 情報提供者が身分等を明らかにしない場合で、建設工事等の件名、落札業者名、落札金額及び談合の方法のほかに、談合業者名又は、談合調停者名のうちいずれか一つが確認されたとき。
- 3 報道機関等からの情報提供及び新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合で、建設工事等の件名、落札業者名及び落札金額のほかに談合の方法、談合業者名又は、談合調停者のうちいずれか一つが確認されたとき。